

ひめボス事業所plusロゴマーク等使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記のひめボス事業所plus及びひめボス事業所plus+ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 ロゴマークは、愛媛県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) ひめボス事業所plus及びひめボス事業所plus+として認定を受けた事業所
- (2) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (3) その他知事が認めた者

(使用方法)

第3条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークの縦横比率を変更しないこと。
- (2) ロゴマークの色相及び色調を変更しないこと。ただし、モノクロームで使用する場合など、印刷物等の仕様によりこれにより難しい場合は、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(苦情処理)

第5条 ロゴマーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告及び調査等)

第6条 県は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、愛媛県に帰属する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月21日から施行する。